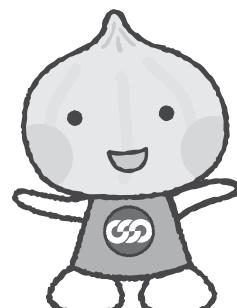


災害発生時の 復旧・復興支援対応マニュアル

(改訂版)



連合三重

R&PV

1. 目的

本マニュアルは、県内の地域が災害により大きな被害を受けた場合、もしくは連合三重として救援が必要と判断した場合、その被災地に対する支援対応を迅速に行うために活用するものである。

2. 名称

連合三重「災害発生時の復旧・復興支援対応マニュアル」と称する。

3. 対象となる災害の種類

対象となる災害とは、大規模地震、台風、集中豪雨、雪害、津波、噴火、地盤沈下・陥没等の自然災害及び、その他支援が必要と思われる災害すべてを対象とする。

4. 対応の判断

関係団体（連合本部、連合三重各構成組織、連合三重各地域協議会、連合三重関係団体 他）、行政機関（県、市、町）より対応要請があった場合に、被災地域に設置された災害ボランティアセンターなどを通じ被災状況や支援内容等の把握を行った上で、連合三重の対応を決定する。

5. 発災時の対応

下記の初動・人的支援・物的支援に大別し、各々について被災地域ごとに区分して対応する。

(1) 主な内容と基本的な考え方

対 応	主な内容	基本的な考え方
初 動	情報収集、現地確認、災害対策本部の設置等	発災後、速やかに行うべき対応
人的支援	緊急救援ボランティア派遣	緊急に対応すべき救援活動
	復旧・復興ボランティア派遣	緊急救援ボランティアを実施した上で、その後の復旧・復興活動等のボランティア
物的支援	義援金（会計予算より拠出）	救援ボランティアや被災地支援活動に必要な当面の資金援助等
	カンパ行動 (構成組織や街頭カンパ)	義援金による対応を行った上で、義援金では賄えない規模の資金援助
	救援物資	県や市町、災害ボランティアセンターなどと連携し、被災地が必要な物資提供

(2) 被災地の区分

被災地域	具体的な範囲
県内	三重県内
東海ブロック	愛知・岐阜・静岡・長野の各県
県外	上記東海ブロック以外の県外

6. 被災地域ごとの具体的対応内容

(1) 被災地が県内の場合

①初動

◇現地の情報収集

発災後、連合三重本部が構成組織や地域協議会と連携して速やかに情報取集や被災地の現地確認を行い、連合三重として支援が必要と判断した場合は、救援対応基準に基づき対応を協議・決定する。

◇災害対策本部の設置

現地状況の確認に基づき、連合三重に加盟する多数の構成組織組合員及びその家族が災害で大きな被害を受けた場合、またはそれに匹敵する被害を受けた場合、「連合三重災害対策本部」を設置し、全力で対応にあたる。

また、被災地の地域協議会においても現地対策本部を設置し、連合三重本部と連携を図りながら、対応にあたる。

【注：被災により連合三重災害対策本部が機能しない場合】

- ・被災していない安全性が確保された地域協議会を、代替で連合三重災害対策本部として設置する。
- ・発災後、速やかに連合本部と連絡を取り、救援要請する。
- ・以後、連合三重本部主導の下、体制（対策本部設置等）を整え、救援活動を行う。

②人的支援

◇緊急救援ボランティア派遣

現地確認により緊急でかつ多数の人員が必要と判断した場合、連合三重より「緊急救援ボランティア」を派遣する。派遣規模は被災地の状況により判断し、各構成組織へ派遣要請をする。原則県内で対応し、不足すると判断した場合は速やかにその他東海ブロック内の地方連合会及び連合本部へ応援要請を行う。

◇復旧・復興ボランティア派遣

緊急救援ボランティアにより救援活動を行った後、被災地の復旧・復興活動について人員が必要と判断した場合、連合三重より「復旧・復興ボランティア」を派遣する。派遣人数は被災地の状況により判断し、各構成組織等へ広くボランティアを呼びかける。

③物的支援

◇義援金

被災地において、金銭による支出が早急に必要な場合及び、連合三重として現地への金銭による支援が必要と判断した場合、連合三重の会計予算より拠出する。なお、被災地への金銭による支援については、地域協議会を通じ行政等へ義援金を送る。金額の水準は被災地の状況等により判断するが、概ね30～100万円を基本とする。

◇カンパ

義援金による対応を行った上で、さらに義援金では賄えない規模の資金援助が必要な場合、各構成組織へカンパを要請する。ただし、構成組織としてカンパに取り組む場合は、他と重複しないよう配慮する。

また、連合三重や地域協議会においても街頭カンパに取り組む。カンパの目標額及び、集まった資金の送付先は機関会議等にて協議・決定する。

◇救援物資

原則、被災地のニーズに合わせて対応するが、物資調達方法（購入・無償収集等）は、県や市町等と連携し、その都度協議・決定する。

（2）被災地が東海ブロックの場合

①初動

◇現地の情報収集

発災後、被災地の地方連合会へ速やかに連絡をとり、被災状況の情報を得るとともに、被災地の地方連合会から要請があり、支援が必要と判断した場合は、救援対応基準に基づき対応を協議・決定する。

◇災害対策本部の設置

現地確認により、被災地の地方連合会より要請があった場合、及び連合三重として救援が必要と判断した場合、「連合三重災害対策本部」を設置し、当該の地方連合会と連携して対応にあたる。

②人的支援

◇緊急救援ボランティア派遣

被災地の地方連合会、連合本部より支援要請があった場合、緊急救援ボランティアを派遣する。派遣人数は被災地の状況により判断し、各構成組織へ派遣要請をする。

◇復旧・復興ボランティア派遣

緊急救援ボランティアにより救援活動を行った後、被災地の復旧・復興について、地方連合会、連合本部より支援要請があった場合、連合三重より復旧・復興ボランティアを派遣する。派遣人数は被災地の状況により判断し、各構成組織等へ広く復旧・復興ボランティアを呼びかける。

③物的支援

◇義援金

被災地において、金銭による支出が早急に必要な場合及び、連合三重として現地への金銭による支援が必要と判断した場合、連合三重の会計予算より拠出する。なお、被災地への金銭による支援については、地元地方連合会へ送る。金額の水準は被災地の状況等により判断するが、概ね15～30万円を基本とする。

◇カンパ

義援金による対応をした上で、更に目安として100万円を超える金銭による支援が必要な場合及び、連合三重としてそれに同等の支援が必要と判断した場合、各構成組織へカンパを要請する。ただし、構成組織としてカンパに取り組む場合は、他と重複しないよう配慮する。カンパの目標額は都度協議・決定し、集まった資金は被災地の地方連合会へ送る。

◇救援物資

原則、被災地のニーズに合わせ対応するが、物資調達方法（購入・無償収集）は、都度協議・決定する。

（3）被災地が県外の場合

①初動

◇現地の情報収集

当該地域の地方連合会、連合本部からの情報収集により現地の状況を把握し、連合三重として支援が必要と判断した場合は、救援対応基準に基づき対応を協議・決定する。

◇災害対策本部の設置

原則連合三重としては設置しない。

②人的支援

◇緊急救援ボランティア派遣

当該地域の地方連合会、連合本部からの情報収集及び要請により、早急に人手が必要と判断した場合、連合三重より「緊急救援ボランティア」を派遣する。派遣人数は、原則被災地の地方連合会及び連合本部の要請に応えることとし、連合三重から各構成組織へ派遣要請をする。要請にあたっては、他からの要請と重複しないよう配慮する。

◇復旧・復興ボランティア派遣

被災地の地方連合会、連合本部より要請があった場合は、協議のうえ対応する。派遣人数は被災地の状況により判断し、各構成組織等へ広く支援ボランティアを呼びかける。

③物的支援

◇義援金

被災地において、金銭による支出が早急に必要な場合及び、連合三重として現地への金銭による支援が必要と判断した場合、連合三重の会計予算より拠出する。なお、被災地への金銭による支援については、地方連合会、連合本部へ送る。金額の水準は被災地の状況等により判断するが、概ね5～30万円を基本とする。

◇カンパ

義援金による対応をした上で、さらに目安として100万円を超える金銭による支援が必要な場合及び、連合三重としてそれに同等の支援が必要と判断した場合、各構成組織へカンパを要請する。ただし、構成組織としてカンパを取り組む場合は、重複しないよう配慮する。カンパの目標額は都度協議・決定し、集まった資金は連合本部または地方連合会へ送る。

◇救援物資

原則、被災地のニーズに合わせて対応するが、物資調達方法（購入・無償収集）は、都度協議の上決定する。

7. 対応手順

連合三重として支援が必要と判断した場合、下記の手順を基本に対応にあたる。

＜基本対応手順＞ ※被災地域別の対応フローイメージ参照

- ・現地確認及び情報収集
- ・災害対策本部設置及び現地災害対策本部設置
- ・対応方法の検討及び支援要請（地方連合会・連合本部）
- ・具体的対応（人的・物的・その他）

8. 災害発生時の連絡先

連合三重電話番号：059-224-6152

※災害の規模・範囲により、通常の連絡が困難な場合は、あらゆる方法を模索して連絡に努める。

9. 対応方法の決定

対応方法の決定は、連合三重の機関会議にて決定する。ただし、緊急を要する場合は、事後速やかに機関会議にて確認を求ること。

10. マニュアルの改訂

記載内容について、5年を目途に検証することとする。ただし、変更の必要がある場合は、協議のうえ執行委員会にて確認し、改訂すること。

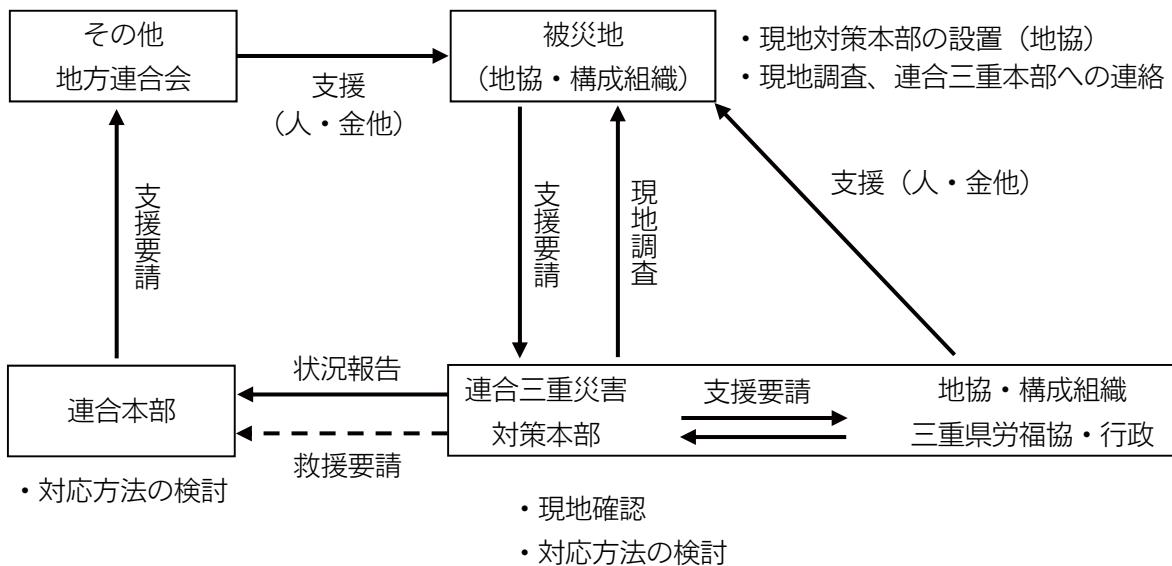
- ・2009年10月28日 発効（第21回定期大会）
- ・2015年8月28日 一部改定（第24回執行委員会）

「対応内容」

被災地 対応・支援		県内	東海ブロック	県外
(3日以内) 初動	情報収集	<ul style="list-style-type: none"> 現地確認を速やかに実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 被災地の地方連合会と連絡を取り、現地の情報を得るとともに、要請がある場合は速やかに実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 被災地の地方連合会、連合本部から情報を収集。
	対策本部の設置 (連合三重災害対策本部の組織図参照)	<ul style="list-style-type: none"> 速やかに実施する。 現地本部を設置する。(地協など) 	<ul style="list-style-type: none"> 要請がある場合及び連合三重として必要と判断した場合には、速やかに設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> 対策本部は設置しない。
人 的 支 援	緊急救援ボランティア派遣	<ul style="list-style-type: none"> 現地確認により、緊急でかつ多数の人員が必要と判断した場合、各構成組織へ派遣要請する。 まず県内で対応。不足と判断した場合、速やかに地方連合会、連合本部に要請。 	<ul style="list-style-type: none"> 被災地の地方連合会、連合本部から要請を受けた場合、各構成組織へ派遣要請する。 	<ul style="list-style-type: none"> 被災地の地方連合会、連合本部から要請を受けた場合は、協議のうえ対応。
	復旧・復興ボランティア派遣	<ul style="list-style-type: none"> 緊急救援対応を行った上で、さらに復旧・復興活動による人員が必要とした場合、各構成組織等へ、広く支援ボランティアを呼びかける。 	左項に同じ	<ul style="list-style-type: none"> 被災地の地方連合会、連合本部から要請を受けた場合は、協議のうえ対応する。
物 的 支 援	義援金 (早急に金銭による支援が必要な場合、連合三重予算より拠出)	<ul style="list-style-type: none"> 緊急救援ボランティアのための経費 被災地への支援金など 30~100万円を基本とする。 ※具体的な水準は、被災地の状況により判断。 他の地方連合会、連合本部への要請検討。 	<ul style="list-style-type: none"> 15~30万を基本とする。 ※金額の水準は、被災地の状況により判断。 	<ul style="list-style-type: none"> 5~30万円を基本とする。 ※金額の水準は、被災地の状況により判断。
	カンパ (各構成組織等へカンパ要請)	<ul style="list-style-type: none"> 義援金による対応を行った上でさらに義援金では賄えない規模の資金援助が必要な場合に、カンパ要請を行う。(目標額は、都度協議・決定) 	<ul style="list-style-type: none"> 義援金による対応を行った上で、さらに目安として100万円を超える義援金が必要と判断した場合、カンパ要請を行う。(目標額は、都度協議・決定) 	左項に同じ
	救援物資 (各構成組織等へ要請)	<ul style="list-style-type: none"> 被災地のニーズにあわせて対応。 物資調達方法は、協議の上決定。 	左項に同じ	左項に同じ

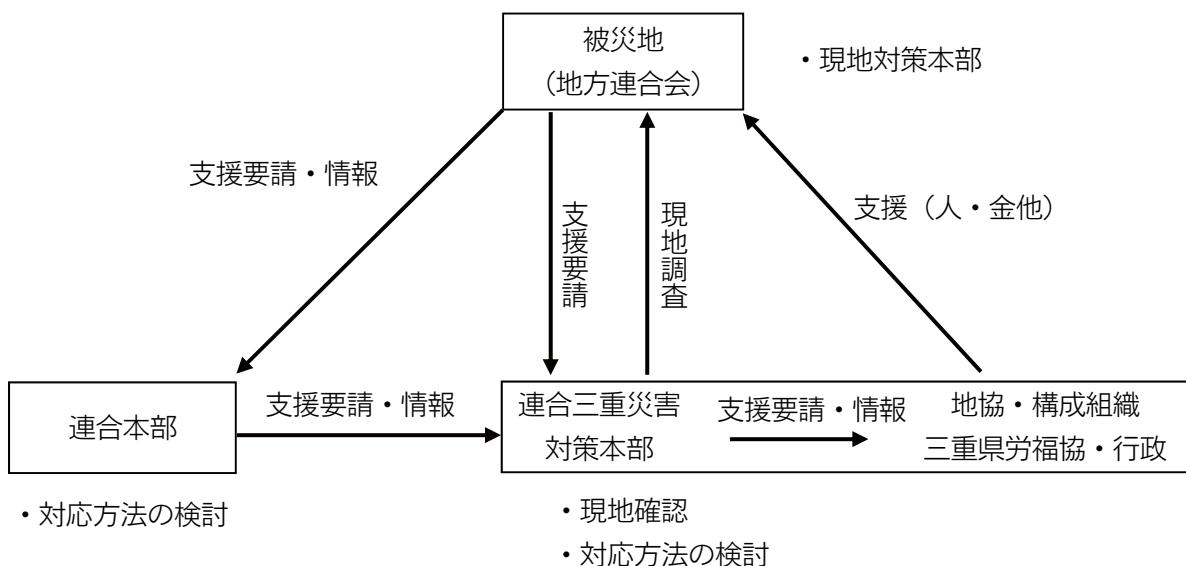
「被災地域別の対応フローイメージ」

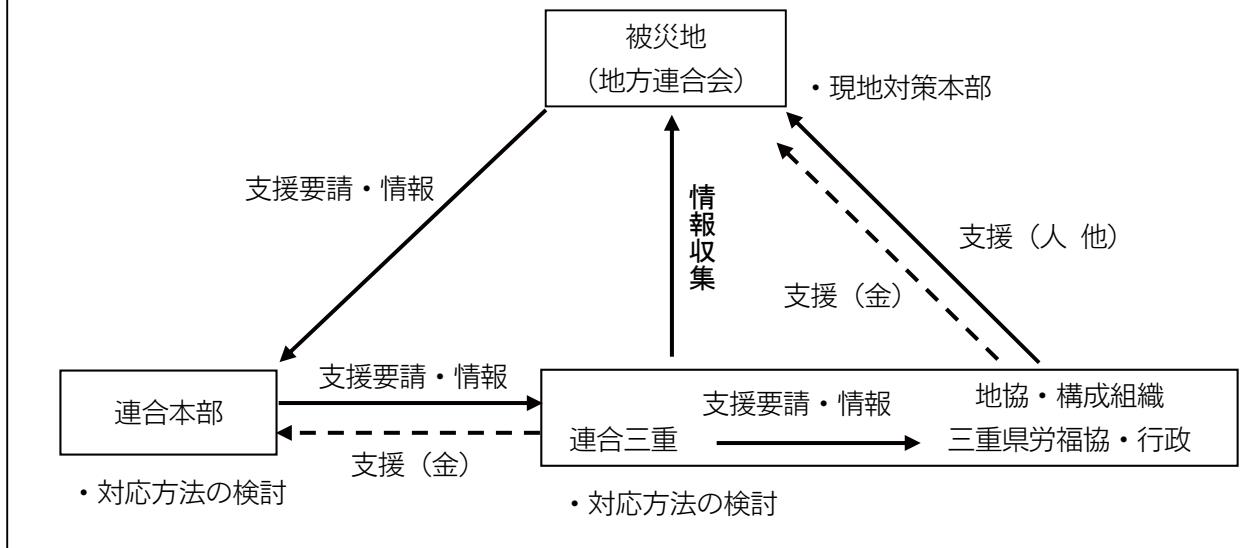
【県内の場合】



→ 被災により連合三重対策本部が機能しない場合は、速やかに連合本部へ救援要請する。

【東海ブロックの場合】

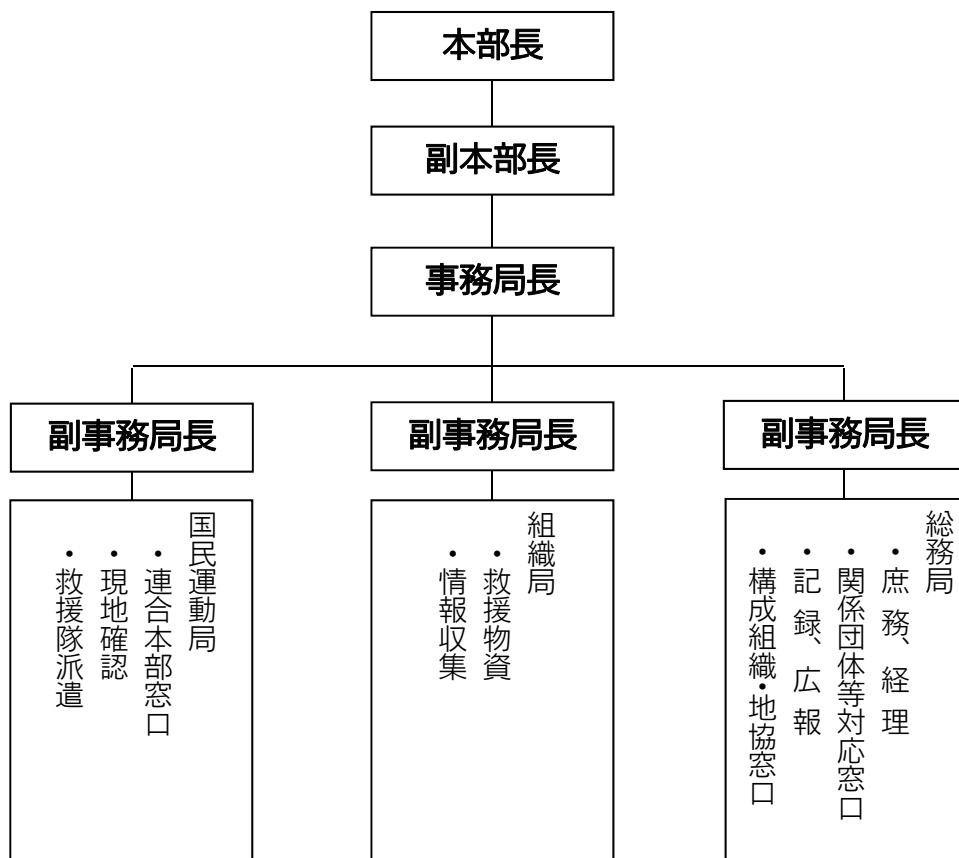


【県外の場合】

➡ ----- 連合本部または地方連合会へ送る。



「連合三重 災害対策本部の組織図」



【担当と主な役割】

担当	連合三重 役職・担当局	主な役割
本部長	会長	災害対策本部の統括責任者
副本部長	副会長	広域災害時に対策本部に加わり本部長を補佐する
事務局長	事務局長	対応に関する総指揮者
副事務局長	副事務局長	各担当の統括責任者
連合本部窓口		連合本部との窓口
現地確認	国民運動局	初動時の現地確認
救援隊派遣		緊急救援ボランティアの召集・派遣
救援物資	組織局	救援物資の収集・手配
情報収集		被災地・地方連合からの情報を得る
庶務・経理		救援に関わるすべての会計
関係団体等対応窓口		労福協・行政などとの窓口
記録・広報		被災地の記録、広報
構成組織・地協窓口	総務局	各構成組織・地協との窓口、問い合わせ対応